

# 脱炭素経営に関する 補助金のご案内です

久留米市内の事業者の皆さまの  
脱炭素経営につながる取組を支援します

省エネしたい

取引先の要請に  
対応したい

社屋を  
改修したい

エコアクション21  
登録料

上限 **10** 万円

ZEBプランナー  
相談料など

上限 **6** 万円

省エネ診断  
自己負担分

上限 **1.7** 万円

温室効果ガス  
排出量可視化サービス

上限 **6** 万円

詳細は裏面へ

【申込先】 久留米市環境部環境政策課(久留米市荘島町375)

電話:0942-30-9146 FAX:0942-30-9715

メール:kansei@city.kurume.lg.jp

## □ 補助対象者

下記の3つの要件及び事業ごとの要件をすべて満たしていること

1. 久留米市内に本店または事業所を有する事業者
2. 久留米市環境共生都市づくり協定を締結していること
3. 市税の滞納がないこと

その他、事業ごとに要件があります。

詳細はHPまたは環境政策課にお問い合わせください。

## □ 事業ごとの補助率や申請時期

|            | エコアクション21            | ZEB化サポート                           | 省エネ診断                             | 温室効果ガス排出量<br>可視化サービス導入事業           |
|------------|----------------------|------------------------------------|-----------------------------------|------------------------------------|
| 補助対象経費     | エコアクション21の<br>認証・登録料 | ZEB化を検討する際に<br>ZEBプランナーに相談す<br>る費用 | 省エネルギー診断に<br>要する費用の自己負担に<br>要する費用 | 可視化サービスの月額<br>使用料                  |
| 補助率<br>上限額 | 1/2<br>10万円          | 3/4<br>6万円                         | 3/4<br>1万7千円                      | 1/2<br>6万円                         |
| 申請時期       | 認証取得後                | 事業実施前<br>(年度内に実績報告まで<br>完了することが必要) | 診断実施後                             | 事業実施前<br>(年度内に実績報告まで<br>完了することが必要) |
| 申請期間       | 認証取得後1年以内            |                                    | 診断実施の年度                           |                                    |

## □ 申請様式はこちら（市HPへのリンク）



検索

久留米市 脱炭素経営支援事業

## □ 各事業の詳細はこちら

エコアクション21

ZEB

省エネ診断

温室効果ガス  
排出量可視化



【申込先】 久留米市環境部環境政策課(久留米市荘島町375)

電話: 0942-30-9146 FAX: 0942-30-9715

メール: kansei@city.kurume.lg.jp